

氏 名	すぎ はし たか お 杉 橋 隆 夫
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 319 号
学位授与の日付	平 成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	武家政権成立史の研究

論文調査委員 (主 査)
教 授 大 山 喬 平 教 授 鎌 田 元 一 教 授 藤 井 讓 治

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、武士の発生から平氏政権の時代を経て鎌倉幕府が成立、やがて滅亡に至る時期（9・10世紀～14世紀）を研究対象とし、かかる武士勢力の成立・展開過程を京都朝廷との関係に留意しつつ論じたものである。論文全体は、序論2章、本論3部各4章、計14章で構成されている。

まず序論「中世武士の発生と平氏政権の成立過程」では、そもそも日本中世の武士とは何か、その本質や発生経路に関する諸学説を整理し、二説対立の原因は、一方が主として地方における武士を考察の対象にし、他方が中央（京都・鎌倉）に在る、ないしは中央から見た武士を念頭に置いているからだと述べる。ゆえに両者を統一する説明の要を指摘し、今後に向けての一試論を記す（第1章）。次いで、平氏政権の成立時期については、仁安3年（1168）2月、平清盛と後白河上皇が協力・擁立した高倉天皇の踐祚により、後白河と清盛との連立政権が樹立されたとの見解を示している。したがって、これまで特に重視されてきた治承3年（1179）のクーデターは、後白河院政を打倒し、平氏の単独政権に移行した事件と評価し直され、続く福原遷都は、地域集中型の軍事独裁政権に移行する契機となったのであり、ここに後の鎌倉政権に連なる武家政権としての性格が明瞭に読み取れる、と論者は主張している（第2章）。

第Ⅰ部「幕府成立以前」では、鎌倉幕府の創業にかかわりの深い人物の出身や家系、源平内乱の初期に東国における源氏方勢力の軍事的勝利を決定づけた合戦等の考察から、該時期の政治史を展望する。第Ⅰ章は、源頼朝の家系が、一般にいわれるように清和天皇に発する清和源氏であったのか否かを論じ、まず、源頼朝の先祖頼信が、当初陽成天皇の子孫（陽成源氏）を称した事情を明らかにする。すなわち、満仲の庶子に生まれた頼信が老年に及び、河内を根拠に新たな一家を興す決意を固め（嫡流は兄の頼光の系統に伝えられた）、その加護を河内の館付近の応神天皇陵に祈願する目的から、便宜、子孫の（陽成）天皇に出自を求めた。しかし後代、源氏諸族全体の嫡宗を自任するようになった頼朝にとって、先祖が「分家」のさいに持ち出した陽成源氏説では具合が悪い。そこで彼は従来の系譜を更新し、八幡神（応神天皇）の擁護によって即位したとされる清和天皇の裔を名のことにした、と述べている。第2章は、これまでとかく不明であった、鎌倉幕府の初代執権北条時政の出身や、挙兵前、東国武士社会のなかでの位置を考察

し、北条氏一族全体としては伊豆国の第二線級の武士団、時政はその庶流の出身だとの結論を導いている。そしてこの出身の不安定さが、以後の時政の政治的判断の主要部分を律することになるとし、具体的な事例に即して説明を加えている。さらに第3章では、この時政の後妻・牧の方に論及、従来漠然と駿河国の武士の娘と考えられてきた彼女が、実は、平清盛の継母である池禅尼の姪に当たるという、興味深い事実を発掘している。かつ成婚の時期は、平治の乱（1159）以前にさかのぼる可能性が高いと解析。他方、平治の乱で敗れて捕えられた源頼朝を助命したのが池禅尼で、伊豆に流罪となった頼朝を現地で監視・保護したのが時政夫妻だから、これら一連の事態は、牧の方を通じて、頼朝の身柄が一貫して池家の手中に確保されたことを意味する。そもそも池禅尼や牧の方の実家は、京都に在って院の近臣グループを構成していた。牧の方はそのような基盤に加えてますます政治的財産を増やした。だから後年（元久2、1205）、將軍実朝暗殺未遂事件の主犯とされながらも、京都に拠点を移して活動を継続することができたのだと述べ、京都と遠隔地とを結ぶ、意外な人脈の存在に光を当てている。第4章は、治承4年（1180）10月20日夜半に、平氏の遠征軍を破り、東国における源氏方勢力の優位を確定した戦いとして有名な富士川合戦の前提を論じる。同合戦の数日前に甲斐源氏が駿河の平氏方現地勢力を壊滅させた「針田」合戦、および、さらにさかのぼって8月下旬、やはり甲斐源氏の一族と駿河・相模の平氏方連合軍とが衝突した「波志太山」合戦こそ、富士川合戦における勝敗の帰趨を事前に決定づける重要な歴史的意義を有していたとし、「波志太山」合戦から富士川合戦まで、合戦の主役はすべて甲斐源氏の一族であり、源頼朝指揮下の軍勢ではなかった事実を明らかにしたうえで、爾後の頼朝が覇権を確立していく過程に論及している。

第Ⅱ部「幕府成立期」では、鎌倉幕府の成立時期にかかわる主要問題を扱い、承久の乱（1221）までの政治的諸画期を考究する。第1章は、平家没官領の行方や鎌倉幕府の支配の根幹の一つである荘郷地頭制の成立を考えるうえで、さわめて重要な位置を占める延慶本『平家物語』所収の寿永3年（1184）3月7日付け「前大藏卿奉書」を取り上げ、これに厳密な校訂と緻密な解釈を施している。その結果、当該文書の史料信頼度をより高めることに成功し、また、本文書において後白河法皇が源頼朝に与えると明言しているのは、東国における没官領と他の国々で「未補」の所々（他人に給与していない平家没官領）だけだと、論者は主張している。第2章は、源頼朝が任じられた二つの官職（右近衛大将・征夷大將軍）の意味を、鎌倉幕府成立時期論とのかかわりで評価し直そうとするもので、とくに征夷大將軍については、(1) 頼朝の死没直後、すでに同職への任命が彼の遺跡継承を象徴的に表すとの観念が成立していた。(2) 頼朝は在世中に二度同職を上表したが朝廷に受理されず、三度目は提出しなかった。この行為によって、朝廷から二度にわたる慰留の言質を引き出した彼は、本来臨時の職であった征夷大將軍職に永く留まる名目を獲得したと評しうるとし、幕府成立史上にこの官職の意味を認めない通説に異を唱えている。一方、右大將に関しても、従来の理解を訂正するところがあった。第3章は、頼朝の娘大姫の入内工作が開始された時期を建久2年（1191）春以前に引き上げ、その必然性を説明する。また当該期の公武関係を論じ、政治的同盟者であった摂関・九条兼実との関係にも変調をきたしたことから「建久七年の失政」を招いた事実等を指摘し、そこに源氏將軍とその側近の政治方針が、次第に一般御家人の支持を失っていく原因の一つを求めている。第4章では、これまでの「鎌倉時代史」は幕府の歴史に偏重していたと批判し、公武両権力を包含する統一的な政治史が描かれなければならないとする。そうした視点から公家政権の下に生まれ

た鎌倉幕府の成長段階をあとづけてみると、建久元年（1190）末の源頼朝・後白河法皇会談における合意を踏まえて、翌年3月に頼朝の権限を明記した公家新制（朝廷の成文法で、論者はこれを国家法と認定する）が公布された事実がとりわけ注目され、すなわちそれは、国家的・全国的に軍事警察権を行使する権門としての幕府の地位が、国家法上に公然と確定したことを意味する、と論述している。

第Ⅲ部「執権政治期」は、鎌倉中期、執権政治の時代から幕府滅亡までを対象とする。前半二章では、執権政治の概念そのものの再検討から始めて、執権政治の本質を合議制とする通説を批判、その成立・展開過程を丹念に追究している。第1章での主要論点は、(1)一般に執権政治の先駆とされる正治元年（1199）の「十三人合議制」は、源頼朝の急死が招いた幕府政治の動揺に対する一種の弥縫策にすぎない。(2)建仁3年（1203）、北条時政は幕府政所の「執権別当」（複数別当のなかで諸務の執行に実質的責任を負う者）に就任し、ここに執権政治の制度的基点が設定された。(3)しかし時政は、以後も政所を基軸とする合議的政治運営を行わず、むしろ独裁・専制志向と公家政権・西国地域への接近がめだつ、等々である。これを承けて第2章では、北条義時の時代以降、執権政治の確立過程を考察し、以下のように論じている。元久2年（1205）、第2代執権に就任した義時は、父時政の方針を改め、表面上政所を重視する政策を採ったが、内実は、かえって「政権別当」たる義時の実質的政治主導を容易にする、非常に巧妙なやり方であった。さらに建保3・4年（1215・1216）の交には、義時・大江広元による「両執権制」が成立し、これが後年の執権・連署制の起源となった。しかし將軍実朝の死後は義時の専制志向が強まり、広元・北条政子がいよいよ死んだ嘉禄元年（1225）には、北条氏が両執権を独占することになる。第3代執権北条泰時の時代に執権政治が確立するが、もはや執権の地位は連署（副執権）に優越し、合議政治の象徴とされる評定衆の制度にしても、北条氏の家督（執権）にとって、むしろその独裁的地位を韜晦する役割を果たした、と。第3章では、合議政治と並んで執権政治の到達点を示すとされる「御成敗式目」を取り上げ、その成立・公布・施行過程を検討する。論者は、まず「御成敗式目」の制定・公布にさいして、執権泰時が弟の六波羅探題重時に宛てて発した書状2通について詳しく検討した結果、(1)泰時は、貞永元年（1232）8月に、まず50カ条からなる法典「式条」を制定し、その謄本を重時に送り、西国守護・御家人への伝達を指示したが、いままで唯一の法典所有者であった朝廷側から嗷々たる非難が巻き起こった。(2)そこで彼は、翌月、朝廷の法律と紛らわしい「式条」という名称を、より一般的な「式目」に変更するとともに、武家法（式目）の不適用範囲を明言した法文1カ条を急遽追加し、「式目」の施行に関する対朝廷交渉を再度重時に督励した。(3)こうしてようやく翌年早々、「式目」は朝廷の支配力が強い西国地域にも施行されるようになった、とするのである。だとすれば、「式目」の総条文数51カ条を聖徳太子の「十七条憲法」の三倍数などとする説は、まったく根拠を失うこととなる。第4章は、第Ⅱ部からこれまで述べてきた、鎌倉初期以来の公武関係を、主として軍事力編成や公家新制に見える法的規定の面から回顧・総括している。すなわち論者によれば、鎌倉幕府の首長の職務は、天下国家の守護に任ずるものと認識され、その地位は、国制上、日本国惣追捕使（総守護）・総地頭と表現され、朝廷の伝統的官職としては、代々征夷大將軍に任じられるのを慣例とした、という。また承久の乱（1221）の影響は、公家新制の法文上にも明瞭に観察され、やがて幕府内部には、諸国守護権を幕府固有の権限と見なし、朝廷の委任によるものではないとする意識が芽生えたとする。さらに幕末には、幕府遠征軍の指揮官や対朝廷交渉の使者と

して、本来鎌倉殿の陪臣にすぎない得宗被官が登場するようになる事実を指摘し、本論文の結びとしている。

論文審査の結果の要旨

鎌倉幕府成立史の研究は中田薫・牧健二の有名な守護・地頭論争以来、一方では日本法制史研究を、また他方では日本中世史研究を代表するような論争が長年にわたって、多方面から積み重ねられてきた分野であり、それらの研究は精緻をきわめて近年にいたっている。本論文は第Ⅰ部に幕府成立以前、第Ⅱ部に幕府成立期、第Ⅲ部に執権政治期の諸論文を配し、各時期の重要問題を取り上げて、従来の研究に鋭く切りこみながら、これを系統的に論じている。日本の歴史学界では伝統的に中世を武士中心の時代として扱う傾向がつよく、政治的にも経済的にも大きな位置を占めていた公家勢力の分析をおろそかにしがちであった。論者はこのような傾向に早くから警告を発し、みずから公武両権力を包含しうる統一的な政治史の構築をめざしてきた。

論者によれば、鎌倉幕府成立の前提をなした平氏政権は仁安三年、高倉天皇の踐祚によって、旧二条天皇親政派の政治的影響力を一掃した後白河上皇と平清盛の連合政権としてはじめて成立した。その後この政権は治承三年のクーデターにより後白河院政を打倒して平氏単独政権となり、さらに翌年の福原遷都により、畿内近国におよぶ九カ国の惣官と丹波国諸荘園総下司職とをともなった地域集中型の軍事独裁政権へと移行するが、論者はここに武家政権としての性格の現出をみており、同時に仁安二年宣旨による平重盛への授權をもって平氏政権の成立とみる学説を退けている。北条時政の出自が伊豆の第二線級の武士の、しかも庶流にあったことを吾妻鏡にみえる北条時定という人物を追うことによって明確にし、さらに時政の後妻牧の方が平氏一門の池禅尼の姪にあたり、彼が早くから京都とのつながりを強くもっており、伊豆配流中の頼朝を監視する立場にあった事実を精密な論証の上に推定可能にしたことも、幕府成立にいたる政局の動向を鮮明にした業績といえよう。

論者は鎌倉幕府成立の最大の画期として、建久二年三月に発布された新制を位置づけ、この時、幕府は国家的・全国的軍事警察権行使のための恒常的機関としてはじめて国法上に確立をみたとするのであるが、同時にその成立にはもろもろの画期があったとする。寿永三年三月、木曾義仲没落の直後に後白河法皇から鎌倉の頼朝へ平家没官領注文が送付されるが、これもそうした画期の一つをなす。愚管抄の短い有名な一節によってこの事実については早くから知られていたが、その後、延慶本平家物語にその具体的内容を示す前大蔵卿奉書の引用のあることが知られ、多くの学者の注目するところとなった。論者は文学作品に取り込まれて原形が著しく損なわれたこの文書を周辺の諸史料、平家物語写本間の異同にも意をくばりつつ、その内容を読み取り、ここで法皇が頼朝に与えると明言するのは東国における没官領と他の国々の未補の没官領だけであると慎重な態度を貫いている。また頼朝の得た官職のうち、どれが幕府首長としての地位と内実を保障するものであったかについては、何をもって幕府とするか、どの時点が幕府成立の画期とするのかの見解をめぐって議論の多いところであるが、論者は建久元年の頼朝の右大将への任官をその画期とする有力学説を退け、実際に頼朝自身ならびに同時代の公武の間における扱われ方を詳しく検証して、建久三年の征夷大將軍への任官が重要であると結論づけている。本来は臨時の職であったこの地位

を二度にわたって上表した頼朝が、三度目の上表を意識的にとりやめたのだという論者の結論には公武両政権の政治的かけひきの実相に迫って鋭いものがある。

御成敗式目五十一カ条が鎌倉幕府のみならず、その後の武家政治の展開に及ぼした影響にははかり知れないものがあるが、これも議論の多い五十一カ条の成立過程に合理的な説明を加えたのも論者の大きな功績である。論者の綿密な考証によって、式目は成立当初、五十カ条であったものが、六波羅における朝廷側との折衝の過程で一条追加されて五十一カ条になったこと、最初の五十カ条は次の三十五カ条に整理統合され、追加された一条は現行の第三十六条にあたること、現行の第三十七条以下はそれ以後さらに追加されたものであることなどが明らかにされた結果、五十一という数字が聖徳太子の十七条憲法を意識してその三倍数に制定されたという有力学説は、ここにすくなくとも原式目の成立当初についていえばその根拠を失うことになった。

その他、頼朝の息女大姫の入内計画が通説よりも早く建久二年春以前に立てられたものであったことを明らかにして、文治五年の奥州藤原氏の滅亡と翌年の頼朝上洛による公武融和の情勢のなかに、頼朝生来の貴族的性格が表出された事実を読みとったこと、河内源氏の始祖であった頼信が陽成源氏を自称したあと、子孫の頼朝が清和源氏を名のるにいたった理由、富士川合戦にさきだってその帰趨を決定づけた波志太山合戦・鉢田合戦に見える甲斐源氏活躍の意味とその合戦場所の比定など、論者の説くところは多く穏当で説得力のあるものとなっている。ただ本論文は言及したかぎりでは具体的かつ鮮やかなものであっても、幕府政治史にはまだ残された重要問題があり、また論者が慎重に言及をさけた問題も少なくない。この時期の政治史についての論者独自の全体像がいまひとつはっきりしないうらみが残るゆえんである。論者は執権政治の特色を合議制政治という観点から見る通説を批判するが、この点についてもなお異論が残るであろう。ただこれらの点の多くは論者の今後の努力によって、克服されるべきものであり、本論文の価値をそこなうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1997年1月13日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問した結果、合格と認めた。